

第4次竹田市地域福祉計画策定業務委託

に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本市では、令和4年度から「第3次竹田市地域福祉計画」を推進してきたが、同計画が令和8年度末で終了となる。令和9年度を始期とする「第4次竹田市地域福祉計画」を策定する。

なお、本業務では、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、本市の今後の福祉・保健分野における統一的なビジョン・目標を掲げ、関連計画等との施策調整を図りながら、これらに共通する施策を、①社会福祉に関する活動への市民参加の促進、②社会福祉を目的とする事業の健全な発達、③福祉サービスの適切な利用の推進の視点から総合的、体系的にとらえ直し、本市が直面する生活分野を明確にし、それに対する具体的な解決の道を切り開く戦略的な計画として、新たに「第4次竹田市地域福祉計画」を策定することを内容とする。高齢化が進んでいる本市の特性を踏まえ、創意と独自性を活かした提案を求めめるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

第4次竹田市地域福祉計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

3. 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり価格のみの競争ではなく、地域福祉計画等に関する知識を有し、かつ本業務の委託者としてふさわしい信用、実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を備えた者とする。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出時点で以下の要件を

全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 竹田市の令和 6・7 年度の物品等競争入札参加資格を有し、計画策定の申請を本プロポーザルの公告日前日までに行っている者であること。
- (3) 竹田市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成 17 年竹田市告示第 100 号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同要領別表の指名停止基準に該当していないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしていないもの又は申し立てをなされていないものであること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたものについては、再生手続開始の申し立てをしなかったもの又は申し立てをなされなかったものとみなす。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしていないもの又は更生手続開始の申し立てをなされていないものであること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けたものについては、更生手続開始の申し立てをしなかったもの又は更生手続開始の申し立てをなされなかったものとみなす。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止所分を受けてから 2 年間を経過しているもの又は本業務の入札執行前 6 ヶ月以内に手形小切手を不渡りしていないもの。
- (8) 次の要件を満足する者であること。
 - ①平成 30 年 4 月に施行された改正後の社会福祉法に基づく同種類似業務として地域福祉計画策定支援業務の全国での受注実績を有していること。
 - ②事業所として個人情報保護に関する事業者認定制度を取得していること。

5. 委託料

4, 687, 100 円（消費税を含む）を上限とする。

※消費税率については、10%として積算するものとし、状況が変化した場合

合はその時点で協議する。

6. 参加表明について

- (1) 提出期限 令和8年4月20日(月)午後5時まで
- (2) 提出書類
 - ① 参加表明書(様式1)
 - ② 参加資格確認書(様式2)
 - ③ 法人概要(様式3)
 - ④ 法人の全部事項証明書(登記簿謄本)
(提出時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可)
 - ⑤ 法人の印鑑証明書
(提出時点で発行から3ヵ月以内のもの:原本)
 - ⑥ 法人税の納税証明書
(提出時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可)
 - ⑦ 直近の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)及び
業務報告書の写し

※竹田市が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年竹田市告示第68号)第4条に定める入札参加資格があると認められた者については、上記書類④~⑦の提出を不要とする。

- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)
 - ※持参の場合は、土日祝日を除く日の午前9時~午後5時までの間に限り受け付ける。
 - ※郵送の場合は、簡易書留によるものとする。

7. 質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期限 令和8年4月13日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式4)で電子メールにより提出
- (3) 送信先 fukusi@city.taketa.lg.jp
 - ※送信の際の件名は「第4次竹田市地域福祉計画策定業務委託質疑」とし、本文中に必ず会社名及び担当者名を記載すること。
- (4) 回答
 - 質問に対する回答は、令和8年4月17日(金)に竹田市ホームページで回答する。また、質問に対する回答は、仕様書の追加又は修正とみなす。

8. 提案書類等の提出

- (1) 提出期限 令和8年4月30日(木)午後5時まで
- (2) 提出書類
- ① 企画提案書(様式5 表紙・内容)
- 内容については任意様式で、別紙の仕様書、審査基準を基に、必要な事項を具体的かつ簡潔に記載すること。また、次の点に留意すること。
- 1) 本市の地域福祉における現状と課題を踏まえた事業計画の方向性やあり方
 - 2) 人口推計や見込量の推計を行うための考え方や本市の特性を考慮した分析及び推計手法等の提案
 - 3) 業務遂行における企画提案者の業務支援方法及び役割
 - 4) 市民に分かりやすい計画書の構成、表現、デザインの手法
 - 5) 業務フロー、業務スケジュール
- ② 業務実施体制調書(様式6)
- ③ 業務実績書(様式7)
- ※地域福祉計画の策定実績を記載すること。
- ④ 見積書(任意様式)
- ※算出根拠の分かる内訳書を記載すること。
※消費税を含む金額とし、消費税率は10%として積算すること。
- ⑤ 会社案内等のパンフレット
- (3) 提出部数 10部
- (4) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)
- ※持参の場合は、土日祝日を除く日の午前9時～午後5時までの間に限り受け付ける。
- ※郵送の場合は、簡易書留によるものとする。
- (5) 留意事項 体裁は原則としてA4版(A3版の折込も可)とし、縦横は問わないが横書きとする。
- また、枚数の制限はしないが、仕様書の項目に沿って要点を簡潔にまとめて作成すること。

9. プレゼンテーション・ヒアリング

- (1) 開催日 令和8年5月20日(水) ※詳細は別途通知
- (2) 場所 竹田市役所内
- (3) 留意事項 選考時間は1社あたり30分程度(プレゼンテーション25分、ヒアリング5分)とし、順番は企画提案書等書類の受付順とする。

10. 審査方法

審査は、第4次竹田市地域福祉計画策定業務委託事業者選考委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提案書類等及びプレゼンテーション・ヒアリングにより審査し、各委員の合計点数が最も高い事業者を最優先交渉権者として選定する。同点になった場合は、14. 審査基準の審査項目1の点数が高い者を上位とする。審査項目1も同点の場合は、各委員から意見を聞き決定する。

また、参加事業者が1者であってもプロポーザルは成立するものとする。

書類審査は、応募事業者が多数の場合実施することがある。書類審査を実施した場合は、選考された事業者のみプレゼンテーション・ヒアリングへの参加が認められる。

1 1. 結果通知

全ての提案者に対して、令和8年5月末頃に電話で通知する。

また、契約締結後竹田市のホームページ上に掲載する。

1 2. 契約の締結

最優秀交渉権者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。

1 3. プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行う。

選考手順	選考日程等
実施要領の公表 (ホームページに掲載)	令和8年4月6日(月)
質問受付期間	令和8年4月13日(月)午後5時まで
質問に関する回答	令和8年4月17日(金)公表
参加表明受付期間	令和8年4月20日(月)午後5時まで
提案書類等の受付	令和8年4月24日(金)から 令和8年4月30日(木)午後5時まで
書類審査(応募者多数の場合実施)	令和8年5月8日(金)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年5月20日(水) (詳細については別途通知)
審査結果通知	令和8年5月下旬頃
契約締結予定	令和8年5月末頃

1 4. 審査基準

審査項目	評価項目	配点
1 企画提案に対する 評価 (50 点)	企画提案全体	10 点
	業務の実施方針	10 点
	情報提供力	10 点
	竹田市の地域特性を理解、反映した提案	10 点
	現行計画との継続性	5 点
	計画書の構成	5 点
2 実施体制に対する 評価 (10 点)	業務実施体制	5 点
	策定スケジュール	5 点
3 業務実績に対する 評価 (10 点)	会社概要に関する報告書	5 点
	地域福祉計画策定の業務実績	5 点
4 見積金額に対する 評価 (30 点)	見積価格の妥当性 (30 点×最低見積金額／見積金額 小数点以下切捨)	30 点
合 計		100 点

※選考委員 1 名あたりの配点です。

1 5. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案書の記載内容に関わらず失格とする。

- (1) 提出書類を受付期限までに提出しなかった場合
- (2) 参加表明後に「4. 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出された提案書等が本実施要領や仕様書に適合しない、又は市の提示した委託料上限額を超過する場合
- (4) 提出書類に不正・虚偽内容がある場合
- (5) プレゼンテーション・ヒアリング実施日において欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

1 6. 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 応募者は、提案書の提出をもって、この実施要領その他本市が作成したこの契約に関する事項すべてを承諾したものとみなす。
- (3) すべての提出書類は返却しない。また、提出後における企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 企画提案書等を提出した後、自己都合によりこの応募の参加を辞退した

い場合は、辞退届（様式8）を提出すること。

- (5) 提出された書類については、本プロポーザル以外の目的で応募者に無断で使用しない。
- (6) 提案者名、審査結果等については、情報公開の対象として公開する。また、提出書類について原則公表はしないが、竹田市情報公開条例（平成17年竹田市条例第13条）に基づいて公開される場合がある。
- (7) 参加者は、審査結果に関する異議を申し立てることはできない。

16. 担当課

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地
竹田市役所社会福祉課管理係
(担当：丸小野)

電話：0974-63-4811（直通）

FAX：0974-63-0988

e-mail：fukusi@city.taketa.lg.jp